

《自由金利型定期預金》商品概要説明書

(平成28年1月1日現在)

1. 商品名	自由金利型定期預金 愛称:大口定期預金
2. ご利用可能な方	個人および法人のお客さま
3. 期間	この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。 定型方式…1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式…1ヵ月超5年未満 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが可能です。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)課税	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日と満期日に分割して支払います。 中間利払日は満期日を除く預入日の1年毎の応答日とします。 中間利払の利率は約定利率×70%(小数点第4位以下切捨て)とします。 中間利払日に支払う利息は、預入日から初回利払日の前日または前回の中間利払日から今回の中間利払日の前日までの日数により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 個人のお客さま…平成49年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税扱いとなります。 法人のお客さま…総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約項目	総合口座の場合は、定期預金を担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。 ただし、当行が認めた場合を除き未成年の方はご利用いただけません。 貸越のご利用については、総合口座取引規定に準じてお取扱いいたします。

家庭の銀行



<p>9. 中途解約</p>	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、以下の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息(以下「期限前解約利息」という。)とともに払い戻します。なお、(1)、(2)の方法により計算した中途解約利率が預入時の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(1)預入期間が1ヵ月未満の場合 以下のAおよびBの算式により計算した利率(AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。)と預入日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。</p> <p>(2)預入期間が1ヵ月以上の場合 以下のAおよびBの算式により計算した利率(AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>A: 約定利率×70%</p> <p>B: 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> </div> <p>なお、基準利率とは、解約日に解約する預金の元金を証書等記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p>
<p>10. 預金保険に関する事項</p>	<p>この預金は、預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。預金保険制度について、くわしくは店頭備え付けのポスターまたはパンフレットをご覧ください。</p>
<p>11. その他の説明事項</p>	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>金利については、当行窓口までお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。</p>
<p>12. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>